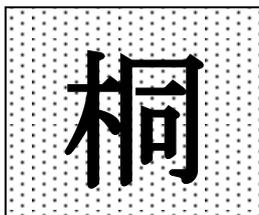


大東文化学園  
教職員組合連合機関紙  
第1055号  
2012年10月5日発行



E-MAIL:daito-un@boreas.dti.ne.jp  
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/  
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆大学教職員組合 2012 年定例総会日時のお知らせ

- ◆みんなで大学財政を理解しよう（財政分析研究会 2 回目のお知らせ）
  - ◆大東文化学園経営分析研究会報告（1 回目）
  - ◆組合員投稿：逆立ちした思考？－労働契約法改正に関連して－
- ◆国際人権規約社会権規約（A 規約）中等・高等教育の漸進的無償化条項を  
政府が保留撤回！～私大教連ニュース速報～
- ◆「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2012」集約報告
  - ◆文化鑑賞費補助申請時のお願い

◆大学教職員組合 2012 年定例総会日時のお知らせ

■■■大学組合員のみなさまへ■■■

2011/2012 年度大東文化大学定例総会に  
ご参加をお願いいたします！

来る 11 月 12 日(月)、午後 6 時半より大学教職員組合 2012 年定例総会を開催いたします。  
詳細は次号桐 1056 号にてお知らせいたします。

本年度の活動の総括と、次年度に向けた活動方針の決定および新執行委員の選出を行いますので、万障お繰り合わせのうえご出席下さるようお願いいたします。

◆みんなで大学財政を理解しよう

—財政分析研究会（2 回目）開催のお知らせ—

大学財政分析の専門家をお招きして、毎月 1 回（計 5 回）の予定で、大東文化学園の財政分析の研究会を開催します。「大学財政はわかりにくい」というイメージがありますが、この研究会では、財政分析を初歩から誰にでも分かりやすくご説明いただきます。最終的には組合で分析能力を持ち、大学財政を監督できること目標に勉強していく予定です。奮ってご参加ください。

記

学園財政分析研究会(第2日目)の開催

日時：2012 年 10 月 23 日(火)午後 6 時より

場所：大東文化会館（予定）

演題：「2 回目：消費収支計算書と貸借対照表を読む」

講師：山口不二夫（明治大学・大学院グローバルビジネス研究科教授）

著書『私立大学の財政分析ができる本』大月書店(共著)ほか多数

## ◆大東文化学園財政分析研究会報告◆

前号でご案内しましたように、組合は、独自に財政分析ができるようにすることを目標に、今月から 5 回の予定で大学財政分析の専門家をお招きして、毎月大東文化学園の経営分析の研究会を開催しています。初回(9 月 29 日)の講演内容をまとめてお伝えします。

大東文化学園経営分析研究会報告 (1 回目)

明治大学大学院教授

山口不二夫

**<はじめに>** ただいま、ご紹介いただきました、山口です。私は、明治大学大学院の専門職大学院のグローバル研究科で「非営利組織の会計」を教えています。非営利企業も継続的に運営していく以上、営利企業と同様に経営を考えるべきであると思います。経営分析は労働者(組合)にとって、交渉のツールや経営監視に使えるだけでなく、実際に組合活動にも使えることから、組合が分析能力を持つことを勧めています。そこで今日は研究会の第 1 回目として経営分析とは何か——営利企業と学校法人の財務諸表の差は何か——というテーマでお話しします。

### **<経営分析の定義>**

まず、経営分析とは「企業および企業集団の資本の調達、運用の過程を諸係数と事実との照合の下に分析提言すること」と定義しています。つまり、経営分析ではその対象とするのは企業および企業集団と考えます。これは、2000 年以前の日本の会計基準では単独会計を主体にすることとなっていました。以後、連結会計を基準とすることとなりました。これは、IFAS(国際会計基準)の影響で決められました。企業の力を図るには、その傘下にある子会社、孫会社を含めた組織の力で見なくてはいけないという考え方です。連結を主体とする方が、親・子会社間の移転価額等による利益や損失隠し(粉飾決算)しにくいという効果もあります。

### **<学校法人は連結>**

学校法人では、一般に複数の大学や中高を経営していますが、学校ごと(個別)ではなく、法人全体で経営分析するのが普通です。たしかに、ほとんどの場合、各学校、各学部で、消費収支計算書は作られていますが、貸借対照表については、学校法人全体でしか、表示されていません(※注：大東文化学園も同様)。唯一の例外は、日本大学で、同大学は貸借対照表も学部ごとに作成されていますが、医学部のように赤字部門があり、各学部が独立採算でやっているわけではありません。ただし、一部の大学(早稲田大学)では大学が営利事業である株式会社を営んでいる例もすべてが連結されているわけではありません。しかし、ここに利益や損失がある場合もあり、今後、このような営利事業も連結して考える必要があると思います。

また、学部、病院や附属中高ごとのセグメント別の情報も重要です。ただし、この情報、特に赤字の情報で人件費の差別をつけるなどの措置は行うべきではありません。現実には儲かる学部と儲からない学部があるのは事実ですが、本来はその様な格差は公的な助成で埋めるべきものです。わが国の貧弱な高等教育補助のせいで、そのような格差は、学内で助け合わなければならなくなっているのです。

## ＜企業会計と学校法人会計との違い＞

**わかりにくい資金収支計算書** 企業会計では、計算書類として3表（貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュフロー計算書）が作成されます。学校法人会計ではこれにあたるものがそれぞれ、貸借対照表、消費収支計算書、および資金収支計算書です。大東文化学園の計算書類で見て行きます。

### **資金収支計算書**

資金収支計算書はこのままでは、現金同等物の出入りの総額を示しているだけです。このままでは、現金同等物が増えたか減ったかを示しているだけで、それ以上の意味を持ち得ません。

資金収支計算書（企業会計のキャッシュフロー計算書にあたる）が出てきます。この収入の部には学納金収入や寄付金収入、補助金収入さらには、資産売却収入、借入金収入などの勘定科目から構成されます。しかし、学納金収入は企業会計での営業キャッシュフローであるのに対して資産売却収入は投資キャッシュフローであり、借入金収入や支出は財務キャッシュフローであり、全く性格の異なるキャッシュフローが混同して扱われています。学校法人会計の資金収支計算書はこのままでは経営分析に使うことができません。資金収支計算書が有用な計算書であるためには、項目の整理が必要です。

資金融資計算書の整理の方法はいくつか考えられます。ひとつは株式会社会計のキャッシュフロー計算書で行われているように、営業活動、投資活動、財務活動のためのキャッシュフローとわける方法です。もう1つは、今回のテキストで野中先生が提案されている方法です。次回詳しく説明します。このことは、現在、学校法人会計基準の改正のために設けられた文科省の検討会(学校法人会計基準の在り方に関する検討会)でも論議されており、近いうちに改善されると予測されます。

### **消費収支計算書**

次に消費収支計算書ですが、これは企業会計の損益計算書にあたるものです。同表の消費収入の部には学納金、資金運用収入などをまとめて、帰属収入とし、これから基本金組入額を差引いて消費収入の合計となっています。このやり方は企業会計と大きな違いがあります。つまり、基本金とは企業会計の資本金(純資産の部)にあたり、つまり収益から直接、資本への組み入れ(資本取引であり資本蓄積もある)を行っているわけです。このため、消費収支はなかなか黒字にならないだけでなく、意図的に赤字化されることがあります。これは会計学上も大きな問題があります。それは会計上の最大のルールのひとつである「資本取引と損益取引の分離」に反するからです。損益取引を示す計算書のなかで資本取引を混在させているのです。

それに対して企業会計では、利益を出してから利益処分の中で資本への組み入れを行うわけで、先に、資本への組み入れを行うことは考えられません。そこで、現在では、帰属収入－消費支出を帰属収支と呼び、これで、大学の経営状況を判断するのが一般的になっています。大東文化学園も基本金組入れとして36.2億円計上しているために、消費収支が31.1億円の赤字(支出超過)となっていますが、帰属収支では5億円あまりの黒字(収入超過)です。

### **取り崩すことのない1号基本金**

貸借対照表は、名称は企業会計と同じですが、企業会計が流動資産・負債が固定資産・負債より上部に表示される流動性配列であるのに対して、学校法人会計は固定性配列で、固定資産・負債が上になっていることが企業会計と違っていています。また、企業会計が純資産の部であるのに対して、学校法人会計は基本金の部、消費収支差額の部となっており、その内容は1号から4号までの基本金です。1号基本金は過去の施設投資額の総計で一般に取り崩すことはありません。2号基本金は、将来の(固定資産)投資に対する積立額です。3号基本金は奨学金や研究費に対する基金です。4号基本金は大学運営のための手持ち資金です。また、「その他の固定資産」のほとんどは、有価証券等の金融資産です。

### **<駒沢大学との比較>**

大東の金融資産は600億 大東文化大学の比較対象として、今日は、2008年度(平成20年度)の駒澤大学の計算書類を持ってきました。駒沢大学は社会科学系大学で大東とよく似ています。学納金収入も169億円で大東文化大学の学納金収入(136億円)を少し上回っていますが、比較対象として適当です。駒沢大学の貸借対照表中の固定資産内の金融資産の合計は約260億円であるのに対して大東文化学園は600億円を超えています。このうち減価償却引当特定資産が直近で186億円と多額ですが、同勘定の積み立ては任意であって、義務付けられているわけではありません。駒澤大学ではこれに対応する勘定として、減価償却引当特定資産、建設準備引当特定資産および将来計画引当特定資産が計上されていますが、この合計額は77億円で大東に比べて少額です。しかし、建設準備や将来計画など、より分かりやすい勘定科目となっており、大東も見習うべきかもしれません。

### **デリバティブの失敗の影響**

負債の部の借入金総額(長期借入金と短期借入金の合計額)は駒沢大学が198億円であるのに対して、大東文化学園はわずか7.3億円で過ぎません。このように財務面では大東文化学園は駒澤大学より多くの金融資産を持ち、借金も少ないことから、優位にあります。

このように、駒沢大学が多額の借金を計上しているのは、数年前にデリバティブで多額の損失を出したことからと考えられます。そのため、駒沢大学のこの年の消費収支計算書ではデリバティブ運用損として、155億円を計上しています。

### **<金融資産を持ちすぎているのか?>**

しかし、大東文化学園も、金融資産を持ちすぎているように思えます。大変、財政状況のよい学校なのですが、このことが返ってリスク要因となりえます。膨大な金融資産を「リスク」から保全することが重要な課題となるからです。このことを含めて、今回は趨勢分析と比率分析をもちいて消費収支計算書と貸借対照表の読み方を勉強したいと思います。

講師の紹介：山口不二夫、明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授、高等教育研究所研究員(第四部会長)、担当科目：非営利組織の会計、主要著書：『企業分析』(共著)(白桃書房)、『私立大学の財政分析のできる本』(共著)(大月書店)、ほか多数。

## ◆逆立ちした思考？－労働契約法改正に関連して－(組合員投稿)

組合員からの投稿を掲載します。皆様のご意見をお寄せください。

9 月下旬、学部教授会で学部長より労働契約法の改正について説明があり、その際、学部長より教授会構成員に対して「気をつけるよう」求める発言があった。私が聞いた限りではすべての学部教授会で同様の説明と注意喚起がなされており、こうした注意喚起は恐らく大学執行部の意向によるのであろう。

教授会での配付資料によれば、労働契約法改正は以下の 3 つのルールを定めた。すなわち、(1)無期労働契約への転換（有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合は期間の定めのない労働契約に転換されるルール）、(2)「雇止め法理」の法定化（一定の場合、使用者による雇止めが認められないことになるルール）、(3)不合理な労働条件の禁止（期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止するルール）である。大学執行部は何を意図して教授会で教員に注意を促したのだろうか。

注意喚起が、今後、上記(2)の学園内で違法な雇止めや(3)の不合理な労働条件を強いる雇用契約が生じる可能性を想定し、それに備えて事前に、各教員に対してコンプライアンス遵守の観点から相応の行動をとるよう、大学執行部として求めたものであったとは考えにくい。むしろそれは、非常勤講師や特任教員など有期契約で教員を採用するにあたり、上記(1)のルールに「気をつける」よう促す趣旨であったと考えられる。

それでは一体、どのように「気をつける」べきなのか。仄聞するところによれば、ある教授会では学部長の注意喚起を受けて、「非常勤講師を公募する際、最長 3 年ないし 4 年までと期限を限定しておかなければならない」とか「採用時に契約更新回数について本人から承諾を得ておけばよい」などの声が上がったという。また、ある教授会では、非常勤講師の契約更新に際して今度で何年目にあたるかをその都度リマインドするよう学部事務室に求めた発言もあったという。これらの意見は明らかに、非常勤講師に 5 年ルールが適用されるのは好ましくないとの考えを前提にしている。この考えをさらに突き詰めれば、非常勤講師は基本的に 5 年以内で契約を打ち切るようにすべきだとの結論へと帰結しよう。教授会での注意喚起のなされ方を見る限り、大学執行部はこのような考えと結論を是としたうえで注意喚起を行ったと考えざるを得ない。しかし、このような姿勢は果たして適切なのだろうか。

非常勤講師に 5 年ルールが適用されないよう「気をつける」、契約不更改が可能な期間内に採用を限定するよう「気をつける」というのは、逆立ちした思考と言うべきではなかろうか。労働契約法改正の趣旨を、「5 年を超えると無期労働契約に転換するので、そうならないよう 5 年以内に契約を打ち切った方がよい」と理解して良いのだろうか。不安定かつ不合理な雇用・労働条件の下にある非正規雇用労働者の待遇改善を目的として、5 年を超える長期の雇用を「期限の定めのない雇用」に「改善する」ことを定めた改正が、逆に雇用期間を短縮する根拠として使われるとすれば、法の趣旨をあえて曲解した行為と言わざるを得ない。

本学には現在すでに 5 年を超えて勤務している非常勤講師が少なくない。彼らの勤務状況や授業運営に、契約更新をためらわせるような何か重大な支障があるのだろうか。非常勤講師の多くは正規雇用の恩恵を受けず、不安定な雇用条件下にある。もし本学で非常勤講師の採用期間を最長 5 年以内に限定するとすれば、彼らをさらに不安定な雇用状況に追い込むことになる。カリキュラム改革により担当依頼科目が廃止になった場合や授業運営などで重大な問題が明らかになった場合には、個別に解決すればよいのであり、「首を切れる」ことを大前提にした非常勤講師の採用の仕方は、本人のみならず、その授業を受ける学生にとっても、それゆえ大学にとっても利点はまったくない。

今回の労働契約法改正は特任教員と特任職員にも関わる。本学の規定は両者とも雇用期間を 3 年とし、更新回数を 1 回までとする。したがって、最長の場合は 5 年ルールの適用を受けることになる。学園・大学執行部が規程の改正を行うのか、あるいは運用（更新した後の雇用期間を 2 年とするなど）で対応するのか不明だが、特任教員・職員の雇用条件に関わる以上、この問題は組合マターでもある。組合執行部は雇用の一層の不安定化に反対する姿勢を明確にして、問題に取り組むべきである。

K・U (2012 年 10 月 1 日 記)

## ◆国際人権規約社会権規約(A 規約)中等・高等教育の漸進的無償化条項を 政府が保留撤回！～私大教連ニュース速報～

野田内閣は9月11日の閣議において、国際人権規約のうち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約、A 規約)の13条2(b)(c)項、中等教育・高等教育の「漸進的無償化条項」に対する留保の撤回を閣議決定しました。日本が同条約を推進した1979年以来、実に33年の年月を経て、ついに留保撤回が実現しました。

東京私大教連は日本政府が同条項を留保して国際人権規約を批准したことの問題性をいち早く指摘し、他団体に先駆けて、1980年11月1日に開催した第3回定期大会で運動方針を明確に位置づけ、1981年度からは国会請願署名運動の請願事項を盛り込んで、留保撤回をめざす運動に取り組んできました。

さらに日本私大教連や国庫助成に関する全国私大教授会連合はじめ多くの大学関係団体、大学関係者が長年にわたり政府に対して留保撤回を求め、さまざまな運動を積み重ねてきました。

今回の閣議決定は、運動の成果がようやく実を結んだものであり、大変に画期的なことです。衆議院文部科学委員会委員の宮本岳志議員事務所によると、政府は11日23時30分(NY時間9月11日午前10時30分)に国連に通告書を送付、国連はこれを即受理し、各国に「回状」を出す予定とのことです。

今後、政府が高等教育の学費無償化に向けて実効性のある具体的な政策を計画的に実施するよう、私大助成署名運動をはじめとする私たちの運動を一層強めていくことが求められます。(東京私大教連)

### ★国際人権規約社会権規約第十三条 抜粋

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

## ◆「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2012」集約報告

「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2012」の署名集約が行われ、9月28日に155筆の署名を私大教連に送付いたしました。これにより、第一次集約と合わせて663筆の署名を集約いたしました。署名、カンパにたくさんのご協力有難うございました。

国会への提出が11月になるため、例年通りぎりぎりまで集約を延長することになりましたので、お手元に署名用紙をお持ちの方は執行委員または組合事務室(1号館地下1F)またはメールBOX(2号館2F総務課)までお届けください。

どうぞよろしくお願い致します。

(書記局)

■■■■大学組合員のみなさまへ■■■■

大学組合慶弔金についての大切なお知らせ

大学組合では組合員の皆様のご結婚、ご出産、おくやみ、ご退職などに際しまして、学園報での告知をもとに、ささやかな慶弔金をお贈り申し上げております。つきましては、学園報に告知を掲載しない旨を選択されました皆様ならびに非専任教職員の皆様は、まことに恐れ入りますが、事由が発生されました際には組合事務室までご一報くださいますよう、お願い申し上げます。

規定につきましてのご質問等もご遠慮なく、お聞かせください。どうぞよろしくお願いたします。

お願い

◆メール便は転送サービスがありません。

お引越しがされた場合は、恐れ入りますが、速やかに、新しいご住所を組合までお知らせください。

E-MAIL [daito-un@boreas.dti.ne.jp](mailto:daito-un@boreas.dti.ne.jp)

◆次ページに文化鑑賞費申請の際のお願いを掲載しております。今年度より申請用紙を設けました。申請金額の組合員控えも合わせてご利用いただければと思います。桐に定期的に申請用紙を添付いたしますので、複数回ご利用になる際はお使い下さい。

